

職員福利厚生費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市職員厚生会が職員の福利厚生と資質の向上を図り、市行政の発展に寄与するために実施する事業に補助金を交付することに対し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「綾瀬市職員厚生会」とは、綾瀬市職員厚生会規約の規定に基づく綾瀬市職員厚生会をいう。

(補助対象事業及び補助金額)

第3条 補助対象となる事業は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条（厚生制度）に伴う事業とし、補助金の額は、予算の範囲内において次の表で定める。

対象事業	補 助 率
総合健康診断助成事業	対象事業経費の10分の9（千円未満切捨て）

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金の予算の執行に関しては、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

2 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期日は、交付決定通知を受けた日から起算して15日以内の日とする。

3 規則第12条第1項の規定による実績報告の提出期限は、当該補助事業完了の日から起算して30日以内の日とする。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。